

動物による危害防止対策強化月間

飼い主はマナーを守って

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。動物を飼っている人は、次のことに注意しましょう。

- 犬を飼うときは必ず登録をし、狂犬病予防注射を毎年受ける
- 犬の放し飼いはしない
- 犬の散歩は、短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散歩中にしたフンは必ず持ち帰る
- 知らない犬には近づいたり、手を出したり、触れたりしない
- 猫は、室内で飼う
- サル・ヘビ・ワニなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可を得る

捨て犬・捨て猫の禁止

動物を捨てる行為は犯罪です。もし捨ててしまったら、法律で罰金が科されます。捨てられて保護された犬猫は引き取り手がないと処分されます。

ペットは責任をもって最後まで面倒を見ましょう。

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

瓶・缶ごみの出し方

キャップを外して分別を

瓶・缶は、ごみ処理施設で選別され、再資源化されています。

つぶれた缶は機械による選別ができません。缶はつぶさずにそのまま指定ごみ袋に入れてください。キャップ付きの瓶・缶は、キャップを外して中身を空にし、水で中を軽くゆすいでください。

下総・大栄地区を除く地区

容器は「ビン・カン・ガラス」(赤色の指定袋)へ、王冠・金属キャップは「金物・陶磁器類」(黄色の指定袋)へ、プラスチックキャップは「ビニール・プラス

チック類(白色の指定袋)へ

下総・大栄地区

容器は「ビン・カン」(黄色の指定袋)へ、王冠・金属キャップは「不燃ごみ」(赤色の指定袋)へ、プラスチックキャップは「可燃ごみ」(緑色の指定袋)へ

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

千葉県災害義援金

一部損壊の世帯にも配分されます

県では、東日本大震災の一部損壊世帯を対象に、災害義援金を配分します。詳細は、決まり次第お知らせします。申請には、り災証明書が必要です。次の通り手続きをしてください。

申請時間 午前8時30分～午後5時15分

申請場所 危機管理課(市役所4階)

持ち物 ①印鑑、本人確認ができるもの、被害状況が分かる書類などの写し

※くわしくは同課(☎20-1523)へ。

市民の皆さまへお詫び

市職員の不祥事について

10月18日、本市職員が再び収賄容疑で逮捕されるといふ事態が発生いたしました。

不祥事が相次ぎましたことは、市民の皆さまに、大変申し訳ない気持ちでいっぱいであり、心よりお詫び申し上げます。

現在、前回の事件の調査と再発防止のための具体的な対策を検討する「成田市収賄事件調査・再発防止委員会」を設置し、調査・検討を進めていたところですが、その矢先にこのような事件が発生しましたことは、市長就任以来、クリーンな市政を目指し入札制度改革に取り組んできた成果を踏みにじられ愕然とするともに、市民の皆さまの信頼を大きく裏切ることとなり、深くお詫び申し上げます。

今後は、事件を徹底的に検証するとともに、ここまでのモラルや倫理観が欠如していたことを重く受け止め、このような不祥事が起こらないよう、職員の綱紀保持の更なる徹底をはかることはもちろんですが、庁内全体のチェック体制を強化し、これからも粘り強く、市民の皆さまの信頼回復に取り組んでまいります。

成田市長 小泉一成

市長日誌

【10月1日～15日】

1日	成田ワールドミュージックフェス2011
2日	成田市国際市民フェスティバル2011・子どもまつり 成田四季彩祭写真コンテスト成田の風景 2010-2011表彰式 なりた川柳大会2011
3日	教育委員辞令交付
4日	POPラン大会実行委員会 空港圏の未来を語る会
5日	「ソラからジェシカ」JAL国際線機内映画採用記者会見
7日	獣魂祭
8日	市民運動会
9日	ツール・ド・ちば2011 千葉県少年野球低学年大会(ロッテ旗争奪戦)
11日	総合窓口開設式 福島県双葉郡浪江町議会議員あいさつ
13日	航空機事故消防救難総合訓練
14日	根木名川土地改良区総代会
15日	フォークダンス祭 ユネスコ加盟60周年 関東ブロック・ユネスコ活動研究会in成田 NARITA花火大会in印旛沼



総合窓口で住民票を手渡す(11日)

使用済み天ぷら油の回収

市内19カ所を集めています

市では、家庭から出る使用済み天ぷら油を資源として有効利用するため、市内19カ所で行っています。

回収できるのは、サラダ油、菜種油、ごま油などの植物油です。未使用で賞味期限の切れた油は容器のまま持ってきてください。
排出方法⇒ペットボトルなどのふたが閉まる容器の中身をゆすいで水気を切り、十分に冷えた使用済み天ぷら油を入れ、回収場所へ

回収場所⇒クリーン推進課(市役所2階)、下総・大栄支所農産土木課、各公民館、美郷台地区会館、三里塚コミュニティセンター、リサイクルプラザ

受付日時

○クリーン推進課、下総・大栄支所農産土木課：月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
○各公民館、美郷台地区会館、三里塚コミュニティセンター、リサイクルプラザ：月曜日・祝日を除く毎日午前9時～午後5時

受水槽

設置者は適切な管理を

マンションやアパートなどで、水道水を受水槽に貯めて飲み水として供給する施設の設備や水質の

排水設備の清掃・点検 訪問セールスに 用心してください

市役所から紹介されて排水設備の清掃・点検に来た、というようなことを言って、家庭を訪問する業者が見受けられます。
市では業者の紹介やあつせんは行っていません。
市から業務を委託された業者は、必ず市発行の身分証明書を携帯しています。訪問セールスなどで不審に感じたら、下水道課へ連絡し

てください。
※くわしくは同課(☎20-1553)へ。

犯罪被害者給付金制度 遺族や被害者に 支援金を

犯罪被害者給付制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な危害を受けた被害者障がいが残ることになった被害者に対し、国が一定の給付金を支給するものです。
市でも、「成田市犯罪被害者等支援条例」に基づき、同様の支援金を支給しています。
※くわしくは県警察本部警務課犯罪被害者支援室(☎043-201-0110 内線2702)へ。
犯罪被害者等支援条例については市交通防犯課(☎20-1527)へ。

残土条例が 適用されます

土砂による土地の埋め立て
市では、土砂の搬入による埋め立て・盛り土・たい積行為、搬入土砂の土質に対して必要な規制を

11月の水道水の排水作業

水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
11月7日(月)	不動ヶ岡地区	午後11時～翌午前5時

※くわしくは水道部工務課(☎22-0269)へ。

行い、住民の安全な生活を確保するため、「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。
この条例により、市内で500平方メートル以上の埋め立てなど(一時たい積を含む)を行う場合は、条例に定める手続きが必要になります。安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てなどに利用できませんので注意してください。
※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

女性に対する暴力をなくす運動

被害者のいない社会を目指して



11月12日(土) 25日(金)女性に対する暴力撤廃国際日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、その対象の性別や被害者との関係に関わらず、決して許されるものではありません。

特に、女性に対する暴力(配偶者などからの暴力・性犯罪・売買春・ストーカー行為など)のない社会づくりを進めましょう。

※配偶者などからの暴力に関する相談は千葉県女性サポートセンター(☎043-2006-8002・24時間365日対応)へ。

不法投棄

定期的に見回りを

道路や個人の土地への家電製品や家庭ごみ、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。

市では、不法投棄監視員などによるパトロールを行い、監視カメラを設置するなど、監視体制の強化を図っています。

不法投棄を防止するには、地域における不審者・不審車両などの監視や、土地所有者の適正な管理が大切です。不法投棄防止のため、柵や看板の設置・定期的な見回りなどに努めてください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

年末調整の説明会

法人・個人の白色申告者を対象に

法人・個人の白色申告者を対象に、平成23年分の年末調整と法定調書・給与支払報告書の提出方法についての説明会を行います。

日時 11月10日(木) 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分

会場 中央公民館

個人青色申告者を対象とする説明会は、12月に行う予定です。

※くわしくは成田税務署法人課税第二部門(☎28-5151-151) 声案内で「2」番を選択)または市市民税課(☎20-1513)へ。

窒素酸化物の冬季対策

車の使用と暖房は控えめに

冬季は大気がよくみ、汚れやすくなります。県と県内市町村では、11月～1月を「窒素酸化物に係る冬季対策期間」として、大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減対策を実施します。

自動車の使用を控える、アイドリング・ストップに努める、暖房は控えめにするなど、皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

自転車の走行

ルールを守り安全に

交通事故のうち、自転車が関係する事故が2割を占めています。

中でも自転車が無秩序に歩道を通行するなど、ルールを守らない乗り方が目立っています。

自転車は車道通行が原則ですが、次の場合は歩道を通行できます。○歩道通行可の標識などがある ○自転車の運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体の

不自由な人

○交通状況からやむを得ないとき 自転車に乗るときは、ルールを守って安全に走行しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

空き地の管理

草刈機を無料で貸し出しています

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所や害虫類の発生原因となります。空き地の所有者は、早めに草を刈るなど、適正な土地管理に努めてください。市では、草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出して

いますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

成田浄化センターの改修工事

くみ取り・清掃は早めに依頼を

成田浄化センターでは、11月19日(土)～26日(土)の間、し尿や浄化槽汚泥を処理する薬品注入設備などの改修工事を行います。期間中は、くみ取り便所のくみ取りや浄化槽の清掃作業ができません。

くみ取り・浄化槽の清掃が必要な人は早めに依頼をしてください。 ※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

ペットボトルの回収にご協力を

※ペットボトルは各地域リサイクル団体とペットボトル店頭回収協力店(下総・大栄地区は収集日に集積所へ出して下さい)。キャップ・ラベルは指定袋に入れてください。くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

